

介護報酬に関する基準

1 同一建物減算 (H30 改正事項)

基準

指定訪問リハビリテーション事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物（「同一敷地内建物」）若しくは指定訪問リハビリテーション事業所と同一の建物に居住する利用者（指定訪問リハビリテーション事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定訪問リハビリテーション事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定訪問リハビリテーション事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

【報酬告示 別表4イ注2】

事例

- ✓ 事業所と同一の建物に居住する利用者について、減算を行っていない。

指導・ポイント

- 従前は、事業所と同一の建物内に居住する利用者にサービスを提供する場合、減算の対象となるのは、養護老人ホーム・軽費老人ホーム・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅のみとされていたが、平成30年4月の報酬改定により、同一の建物であれば全ての建物について減算の対象とされたため、留意すること。

《参考：同一建物減算の適用関係》

		事業所と利用者が居住する住宅の位置関係	
		同一の敷地内(同一の建物内を含む)・隣接する敷地内	それ以外
同一建物に居住する利用者の数	0~19	減算(100分の90)	減算なし
	20~49		減算(100分の90)
	50~	減算(100分の85)	

※いずれも建物の種別(養護老人ホーム、一般的な集合住宅等)を問わず適用される。

2 リハビリテーションマネジメント加算

基準

- ④ 指定訪問リハビリテーション事業所の医師が利用者に対して3月以上の指定訪問リハビリテーションの継続利用が必要と判断する場合には、リハビリテーション計画書の特記事項欄に指定訪問リハビリテーションの継続利用が必要な理由、指定通所リハビリテーションその他の指定居宅サービスの併用や移行の見通しを記載すること

【報酬告示留意事項通知 第2の5(8)】

事例

- ✓ 利用者に対し、3月以上指定訪問リハビリテーションを実施しているが、継続利用が必要な理由が不明確であった。

指導・ポイント

- 3月以上の指定訪問リハビリテーションの継続利用が必要と判断する場合には、リハビリテーション計画書の特記事項にその継続が必要な理由、その他の指定居宅サービスの併用や移行の見通しを記載すること。

3 リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)

基準

以下のいずれかに適合すること。

- (1) ロ(1)、(2)及び(4)から(6)までのいずれにも適合すること。
- (2) 訪問リハビリテーション計画について、当該指定訪問リハビリテーション事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
- (3) (1)及び(2)に適合することを確認し、記録すること。

【大臣基準告示 第12ハ】

事例

- ✓ 訪問リハビリテーション計画の説明は、当該事業所の医師が利用者又はその家族に対し行っているが、その内容について記録がない。

指導・ポイント

- 訪問リハビリテーション計画について、当該指定訪問リハビリテーション事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、その内容を記録すること。